

# 新型コロナウイルス感染症

## 新型コロナウイルス感染症 拡大防止にご協力ください

### 葬斎場のご利用について

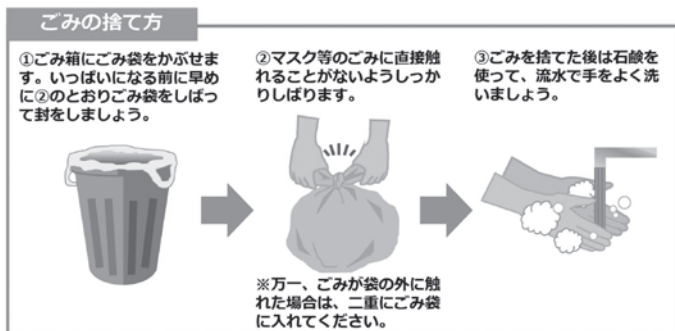
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、葬斎場をご利用される方に、次の注意事項についてご理解とご協力をお願いします。

#### 【ご利用時の注意事項】

1. 葬斎場へのご来場は極力少ない人数でお願いします。告別室・収骨室は特に狭い空間となっているため、ご来場人数の多いご葬家様については、入室人数を制限させていただく場合があります。
- ※入室人数の目安は10人程度です。
2. 新型コロナウイルス感染症の陽性反応者と濃厚接触の疑いのある方、発熱などの風邪症状がみられる方、持病のある方など感染による重症化が懸念される方のご来場はご遠慮ください。また、徳島県外からのご参列はなるべくお控えください。
3. 葬斎場内での飲食は原則禁止とさせていただきます。
4. できるだけマスクをご着用いただき、手洗いや咳エチケットを徹底いただくなど、感染防止の行動をお願いします。

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止のために マスクなどの捨て方にご注意ください

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、以下の『ご家庭でのマスク等の捨て方（環境省チラシより抜粋）』に沿って、「ごみに直接触れない」、「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを努めていただきますようお願いいたします。



#### 【お問い合わせ先】

市環境衛生センター ☎ 3 2 ・ 8 2 9 0 / FAX 3 2 ・ 8 2 9 5  
Mail: eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 子育て世帯の生活を支援するために 一時金を支給します！

新型コロナウイルス感染者の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯（0歳児から中学生のいる世帯）に「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。原則申請不要で、児童手当の支給口座に6月19日頃に振り込まれます。ただし、公務員の方については、市児童福祉課へ申請手続きが必要です。詳細については、下記までお問い合わせください。

【支給対象者】 原則、令和2年4月分の児童手当受給者の方（令和2年3月31日までに生まれた児童が対象。3月まで中学生であった児童も含む。）

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

【給付額】 対象児童1人あたり1万円

※児童手当の振込指定口座を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、振込指定口座の変更手続きをお願いします。口座変更・解約等により振込ができない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）  
☎ 3 2 ・ 2 1 1 4 / FAX 3 2 ・ 3 7 3 8  
Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.  
i-tokushima.jp

## 各種事業・イベント中止のお知らせ

次の事業・イベントについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加者の健康・安全を考慮し、中止させていただきます。参加を予定されていましたが皆様にはご迷惑をおかけしますが、何とぞご承知いただけますようお願いいたします。

※（ ）内は中止決定前の開催予定時期。

○ふるさと講座・高齢者教室（7月・8月）

【お問い合わせ先】 市生涯学習課（市立図書館3階）  
☎ 3 2 ・ 2 7 0 0

○脳トレクラブ生き生き・介護予防健康教室・阿波踊り体操・元気アップ教室（6月）

【お問い合わせ先】 市社会福祉協議会地域包括支援センター ☎ 3 3 ・ 4 0 4 0